

資料編

資料 1	スポーツ基本法	48
資料 2	岡山県スポーツ推進条例	58
資料 2-1	岡山県スポーツ推進条例	
資料 2-2	岡山県スポーツ推進条例の概要	
資料 3	「スポーツ立県おかやま」宣言	62
資料 4	岡山県スポーツ推進審議会	63
資料 5	第2次岡山県スポーツ推進計画 策定の経過	64
資料 6	第3期スポーツ基本計画（概要）（出典：スポーツ庁）	65
資料 7	岡山県スポーツ推進計画の推移	66
その他資料		67
資料 8	岡山県スポーツ少年団 年度別登録状況	
資料 9	岡山県スポーツ推進委員 年度別状況	
資料 10	令和4年度新体力テスト（悉皆）の調査結果について	
資料 11	第4期岡山県障害者計画策定に係るアンケート調査結果（抜粋）	
資料 12	全国障害者スポーツ大会の選手団に係る成績等	
資料 13	国民体育大会における岡山県の天皇杯・皇后杯成績の推移	

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。

これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよ

う、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施

設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実地的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポ

ーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要となる特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人

日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

岡山県スポーツ推進条例

平成 24 年 岡山県条例第 33 号

平成 24 年 7 月 3 日公布

(目的)

第 1 条 この条例は、スポーツが心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神のかん養等のために重要であるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であることに鑑み、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村及びスポーツ団体の責務又は役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2 この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

(基本理念)

第 3 条 スポーツの推進は、全ての県民がスポーツの持つ意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、生涯にわたり身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

2 スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。

3 スポーツの推進は、青少年（満 18 歳に満たない者をいう。第 12 条において同じ。）の体力の向上を図るとともに、公正さ、規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。

4 スポーツの推進は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。

5 スポーツの推進は、県内に活動の拠点を置き、現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム（以下「県のスポーツ選手等」という。）が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、競技水準の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。

6 スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。

7 スポーツの推進は、スポーツが、県民に夢、勇気及び感動を与えることに鑑み、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（次条及び第6条において「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村、スポーツ団体、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、関係者相互の連携によるスポーツの推進に関する取組の促進に努めるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(スポーツ団体の役割)

第6条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策に理解を深め、県、市町村、他のスポーツ団体その他の関係者との協働に努めるものとする。

(推進計画の策定)

第7条 知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、推進計画を策定するに当たっては、岡山県スポーツ推進審議会（岡山県スポーツ推進審議会条例（昭和37年岡山県条例第31号）に基づく岡山県スポーツ推進審議会をいう。）の意見を聴かななければならない。

3 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(県民のスポーツ活動への参加の促進)

第8条 県は、スポーツの持つ意義についての県民の理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じたスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第9条 県は、全ての県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ（地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体であって、体力、年齢、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。）及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第10条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が設置するスポーツ施設（当該施設の設備を含む。次項において同じ。）の整備及び機能の維持増進に努めなければならない。

2 県は、県が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。第13条において同じ。）及びスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として、有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動の推進)

第11条 県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動を推進するため、当該スポーツ活動に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年のスポーツ活動への参加の機会の提供)

第12条 県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、青少年がスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校における体育の充実)

第13条 県は、学校における体育の充実を図るため、教員の体育に関する資質の向上を図るとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害のある人のスポーツ活動の推進)

第14条 県は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供、障害のある人のスポーツ活動に携わる人材及び団体の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上等)

第15条 県は、競技水準の向上を図るため、県のスポーツ選手等又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会又は講習会の開催等による県のスポーツ選手等、その指導者及びスポーツ団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツに伴う事故の防止等に関する啓発及び知識の普及並びにスポーツ医科学の活用等の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるよう、地域社会の各分野において活躍することができる知識及び技能の習得に対する支援並びに環境の整備に努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化等)

第16条 県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の発信を図るため、県のスポーツ選手等と県民の交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの大会の開催又はスポーツの合宿の誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第17条 県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者その他スポーツの推進に特に功績があったと認められるものの顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県スポーツ推進条例の概要

第1章 計画の概要

第2章 スポーツの現状

第3章 岡山県が目指す姿

第4章 基本施策

第5章 計画の進め方

資料編

心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現を目指して

条例制定の目的(第1条)

- (1) スポーツの推進に関し、基本理念を定める。
- (2) 県、市町村及びスポーツ団体の責務又は役割を明らかにする。
- (3) スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定める。
- (4) スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- (5) 県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。

基本理念(第3条)

定義(第2条)

- (1) スポーツの推進は、全ての県民がスポーツの持つ意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、生涯にわたり身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。
- (2) スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。
- (3) スポーツの推進は、青少年(満18歳に満たない者をいう。第12条において同じ。)の体力の向上を図るとともに、公正さ、規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。
- (4) スポーツの推進は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。
- (5) スポーツの推進は、県内に活動の拠点を置くスポーツチーム(以下「県のスポーツ選手等」という。)が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、競技水準の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。
- (6) スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。
- (7) スポーツの推進は、スポーツが、県民に夢、勇気及び感動を与えることに鑑み、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

県の責務(第4条)

○スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する。
○市町村、スポーツ団体、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、関係者相互の連携によるスポーツの推進に関する取組の促進に努める。

市町村の役割(第5条)

基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努める。

スポーツ団体の役割(第6条)

基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策に理解を深め、県、市町村又は他のスポーツ団体その他の関係者との協働に努める。

計画の策定(第7条)

スポーツ推進に関する計画の策定

具体化

基本的な施策

★県民のスポーツ活動への参加の促進(第8条)

★生涯にわたるスポーツ活動の推進(第9条)

★スポーツ施設の整備等(第10条)

★心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動の推進(第11条)

★青少年のスポーツ活動への参加の機会の提供(第12条)

★学校における体育の充実(第13条)

★障害のある人のスポーツ活動の推進(第14条)

★競技水準の向上等(第15条)

★スポーツを通じた地域の活性化等(第16条)

★顕彰(第17条)

★財政上の措置(第18条)

「スポーツ立県おかやま」宣言

平成24（2012）年7月16日

【前文】

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、その推進は、青少年の健全育成や人々の健康と体力の保持増進に役立つばかりでなく、地域の活力を高めるとともに地域の一体感を醸成します。

私たちの郷土岡山は、豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、古くからスポーツが盛んで、オリンピックをはじめ、各種の国際競技会で優秀な成績を収めるなど、その時代ごとに優れた選手を輩出してきました。

また、平成17年に開催した「晴れの国おかやま国体・輝いて！おかやま大会」を契機に蓄積された本県の競技力は今も高い水準を維持しており、近年の本県ゆかりのトップアスリートやトップチームの活躍と相まって、県民のスポーツへの関心は大いに盛り上がっています。

県では、このような盛り上がりをさらに発展させ、県民一人ひとりが、スポーツを通じて、健康な身体と豊かな心を育み、郷土岡山を誇りに感じ、未来に夢と希望を持つことができる地域社会をつくるため、「岡山県スポーツ推進条例」を制定しました。

全ての県民が生涯にわたり、「スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える」というスポーツ活動に参加することにより、スポーツを通じた人づくり、健康づくり、地域づくりの輪が広がり、夢、勇気、感動を創出できる岡山の実現を目指して、県をはじめ、市町村、スポーツ団体など県民総参加によるスポーツの推進に取り組めます。

【みんなで目指す岡山】

- 一 子どもから高齢者まで、全ての人が生涯にわたり身近にスポーツに親しむことができる岡山
- 二 世界の舞台で活躍するトップアスリートを数多く発掘・育成し、優秀な成績を収めることができる競技力の高い岡山
- 三 障害のある人が、積極的にスポーツ活動に参加することができる岡山
- 四 高度な専門的知識と指導力を持つ指導者や心・技・体・知を兼ね備えたスポーツ選手を育成するとともに、その培われた能力を生かすことができる岡山
- 五 青少年の体力や運動能力の向上を図るとともに、規律を守り、協調性や思いやりの心を持った人間性豊かな子どもたちを育む岡山
- 六 スポーツ活動の場が確保され、安全に利用できる環境が整った岡山
- 七 県にゆかりの優秀なスポーツ選手や県内のトップチームを応援する気運が高まり、スポーツを通じて県民の一体感や活力が醸成され、元気あふれる岡山

以上、スポーツにかける想いを共有し、スポーツの推進に取り組むために、ここに「スポーツ立県おかやま」を宣言します。

岡山県スポーツ推進審議会

1 設置根拠

スポーツ基本法(第31条)

岡山県スポーツ推進審議会条例(昭和37年岡山県条例第31号)

2 設置目的

地域の実情に応じた本県にふさわしい総合的なスポーツの振興を行っていく上で、広く各界各層の意見を聞く必要があることから、スポーツ推進の計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するための合議制の機関として設置。

3 審議会の概要

(1) 委員構成等

学識経験者等県内の有識者20名以内、任期2年

(2) 委員(五十音順)

令和4(2022)年12月8日現在

氏名	役職	備考
赤木 弘蔵	岡山県スポーツ推進委員協議会会長	
居原田 洋子	美作大学短期大学部教授	
上田 勝義	岡山県議会議員	
大原 あかね	岡山経済同友会文化・スポーツ委員会委員長	
坂本 文江	一般社団法人岡山県婦人協議会評議員	
泉水 弘美	岡山県障がい者スポーツ指導者協議会副会長	
田中 薫	岡山県高等学校体育連盟会長	
長尾 光城	兵庫大学教授	
那須 健二	岡山県小学校体育連盟会長	
松井 守	公益財団法人岡山県スポーツ協会専務理事	
三村 由香里	岡山大学副学長	副会長
三宅 厚自	総合型地域スポーツクラブ岡山協議会会長	
森 章博	岡山県中学校体育連盟会長	
山口 衛里	元オリンピック選手	
米谷 正造	川崎医療福祉大学教授	会長

任期：令和4(2022)年10月8日～令和6(2024)年10月7日

第2次岡山県スポーツ推進計画 策定の経過

令和4（2022）年	2月21日	岡山県スポーツ推進審議会 内容：令和4年度に次期計画の策定を行うことを報告	
	5月26日	岡山県環境文化保健福祉委員会（議会） 内容：第2次計画の策定を行うことを報告	
	5月27日	岡山県防災・環境対策・スポーツ振興特別委員会（議会） 内容：第2次計画の策定を行うことを報告	
	7月7日	岡山県スポーツ推進審議会 内容：審議会に対し、第2次計画の策定を諮問 骨子案を審議	
	11月2日	岡山県スポーツ推進審議会 内容：素案を審議	
	11月18日	岡山県環境文化保健福祉委員会（議会） 岡山県文教委員会（議会） 内容：素案及びパブリック・コメント開始の報告	
	11月18日	素案に係るパブリック・コメント開始（同年12月17日まで）	
	11月22日	岡山県防災・環境対策・スポーツ振興特別委員会（議会） 内容：素案及びパブリック・コメント開始の報告	
	令和5（2023）年	1月25日	岡山県環境文化保健福祉委員会（議会） 岡山県文教委員会（議会） 内容：素案に係るパブリック・コメントの結果及び案の報告
		1月26日	岡山県防災・環境対策・スポーツ振興特別委員会（議会） 内容：素案に係るパブリック・コメントの結果及び案の報告 ※パブリック・コメント：3件
2月10日		岡山県スポーツ推進審議会 内容：最終案を審議し、最終案を答申案とすることで全会一致	
2月10日		岡山県スポーツ推進審議会から答申	

第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】

- ① **新型コロナウイルス感染症：**
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② **東京オリンピック・パラリンピック競技大会：**
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
- ③ **その他社会状況の変化：**
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『**スポーツそのものが有する価値**』（Well-being）
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『**スポーツが社会活性化等に寄与する価値**』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策



持続可能な国際競技力の向上

- 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、
 - ・NFの強化戦略プランの実効性を支援
 - ・アスリート育成/バスウェイを構築
 - ・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実
 - ・地域の競技力向上を支える体制を構築



共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進

- 東京大会による共生社会への理解、関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進
- オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進



スポーツを通じた国際交流・協力

- 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）



大規模大会の運営ノウハウの継承

- 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用



地方創生・まちづくり

- 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着
- 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進



スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

- 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、
 - ・誹謗中傷や性的ハラスメントの防止
 - ・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保
 - ・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

スポーツを「つくる/はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

- ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出
- ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
- ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進

スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

- ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化
- ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信

スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

- ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
- ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化
- ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

- ① **多様な主体におけるスポーツの機会創出**
地域や学校における子供、若者のスポーツ機会の実実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等
- ② **スポーツ界におけるDXの推進**
先端技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等
- ③ **国際競技力の向上**
中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JSCO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等
- ④ **スポーツの国際交流・協力**
国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 等
- ⑤ **スポーツによる健康増進**
健康増進に資するスポーツに関する研究の充実、調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業、保険者との連携強化 等
- ⑥ **スポーツの成長産業化**
スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等
- ⑦ **スポーツによる地方創生、まちづくり**
武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での応用進化 等
- ⑧ **スポーツを通じた共生社会の実現**
障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等
- ⑨ **スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化**
ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援 等
- ⑩ **スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材**
民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域スポーツコミュニケーションなど地域連携組織の活用、全NFでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 等
- ⑪ **スポーツを実施する者の安全・安心の確保**
暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等
- ⑫ **スポーツ・インテグリティの確保**
スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の整備等推進等の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

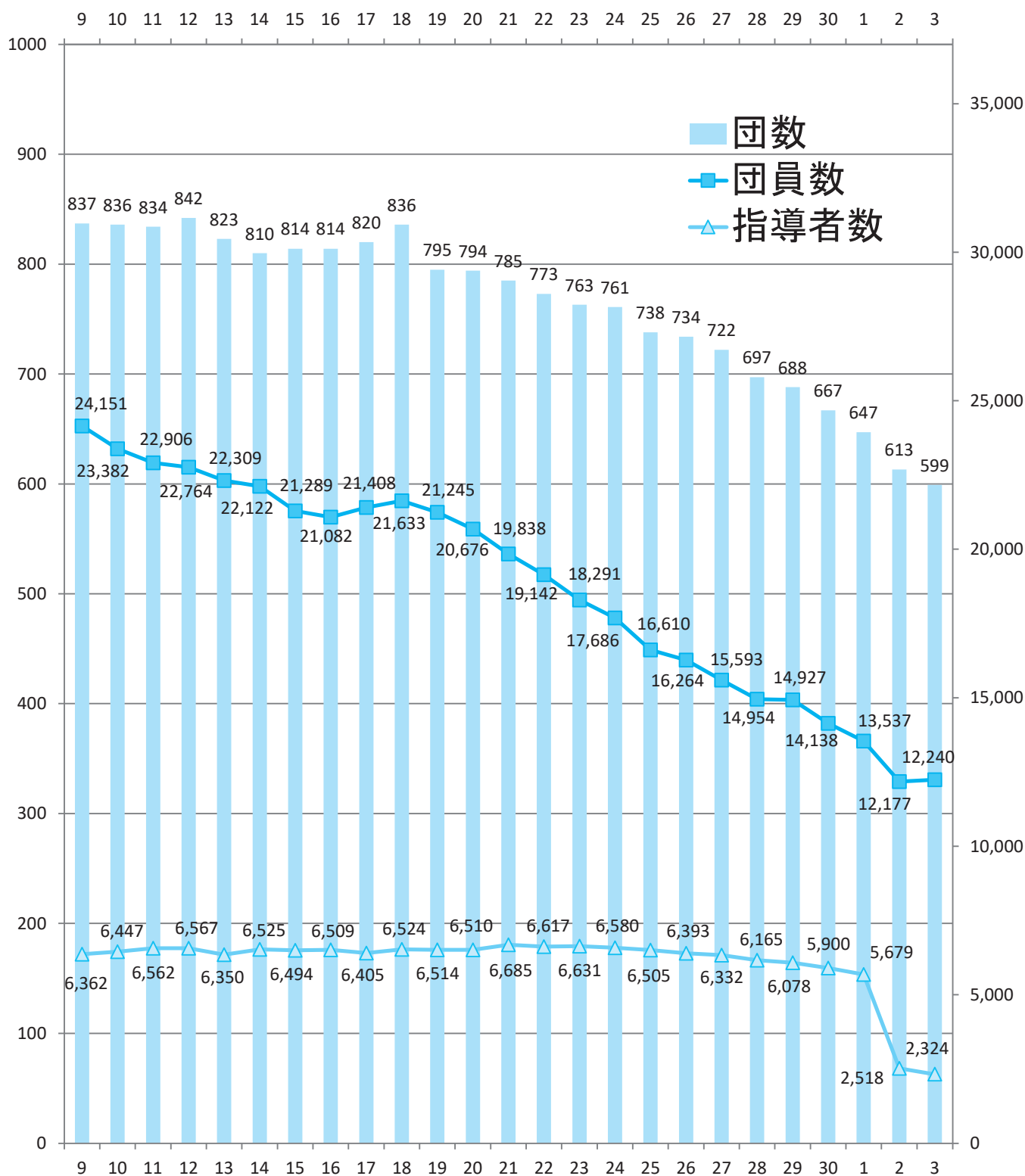
- 🔊 **国民のスポーツ実施率を向上**
 - ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を**7.0%**（障害者は**4.0%**）
 - ✓ **1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を1.0%に近づける**（障害者は**7.0%**を目指す）
- 🔊 **生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加**
(児童86%⇒**90%**、生徒82%⇒**90%**)
- 🔊 **子供の体力の向上**
(新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒**80%**、生徒75%⇒**85%**)
- 🔊 **誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現**
 - ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の**見学ゼロ**を目指した学習プログラム開発
 - ✓ **スポーツ団体の女性理事の割合を40%**
- 🔊 **オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現**
- 🔊 **スポーツを通じて活力ある社会を実現**
 - ✓ **スポーツ市場規模15兆円の達成**（2025年まで）
 - ✓ **スポーツ・健康まちづくり**に取り組む**地方公共団体の割合15.6%⇒40%**
- 🔊 **スポーツを通じて世界とつながる**
 - ✓ **ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人**の人々への裨益を目標に事業を推進
 - ✓ **国際競技連盟（IF）等役員数37人規模**の維持・拡大

岡山県スポーツ推進計画の推移

区分	当初（H25年度～H29年度）	改訂版（H30年度～R4年度）	第2次（R5年度～R9年度）
目標	「スポーツ立県おかやま」の実現	「スポーツ立県おかやま」の実現	「スポーツ立県おかやま」の発展
スローガン	スポーツによる人づくり、健康づくり、地域づくり	「する」「みる」「ささえる」すべての県民がスポーツで笑顔輝く生き生き岡山	誰もがともに「する」「みる」「ささえる」スポーツで明るい笑顔の生き生き岡山
具 体 的 施 策 の 向 性	<p>【基本施策Ⅰ】 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進 ～県民の豊かなスポーツライフの構築～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの運動・スポーツ活動の推進 2 成年期の運動・スポーツ活動の推進 3 障害のある人の運動・スポーツ活動の推進 <p>【基本施策Ⅱ】 競技スポーツの推進 ～未来へ羽ばたくアスリートの育成・支援～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アスリートの強化体制 2 次世代指導者の育成・養成 3 障害者アスリートの競技力の向上 4 スポーツ人材のキャリア教育と好循環 5 躍動する競技スポーツの魅力発信 <p>【基本施策Ⅲ】 学校等における体育・スポーツ活動の充実 ～運動好きな子どもの育成と体力向上の取組の推進～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教科体育の充実 2 子どもの体力向上の推進 3 運動部活動の充実 4 運動習慣・食育等情報提供の促進 5 学校体育関係団体の活動支援 <p>【基本施策Ⅳ】 スポーツ環境の整備 ～気軽にスポーツに親むることができる機会の創出～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合型地域スポーツクラブの活性化等 2 地域でスポーツを支える人材の養成等 3 スポーツの表彰制度 4 スポーツ施設の機能の充実と活用の促進 5 学校体育施設の開放の促進 <p>【基本施策Ⅴ】 スポーツを通じた地域の活性化 ～元氣あふれる地域の創出～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 トップクラブチームによるおかやまの元氣・感動の創出 2 大規模なスポーツ大会の開催等によるスポーツ交流 3 スポーツツーリズムによる地域活性化 	<p>【基本施策Ⅰ】 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進 ～生涯スポーツの推進（幼児期から高齢期までライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進）～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼児期からの運動・スポーツ活動の基盤づくりの推進 2 青少年期の運動・スポーツ活動の推進 3 成年期から高齢者までライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進 4 学校における体育・スポーツ活動の充実 5 障害のある人の運動・スポーツ活動の推進 6 地域と連携した運動・スポーツ活動の推進 <p>【基本施策Ⅱ】 アスリートの育成と持続可能な指導・支援システムの構築 ～競技スポーツの推進（チーム岡山競技力の向上）～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アスリートの育成・強化 2 次世代アスリートの発掘・育成 3 持続可能な一貫指導・支援システムの構築 4 障害者アスリートの育成と支援体制の構築 5 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上 <p>【基本施策Ⅲ】 スポーツを通じた活力があり絆の強い地域社会の実現 ～スポーツ参加人口の拡大と地域の活性化～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ参加人口の拡大 2 スポーツを通じた地域活性化 3 東京オリンピック・パラリンピック等の開催を契機とした地域活性化 4 トップクラブチームを核とした地域活性化 <p>【基本施策Ⅳ】 スポーツ環境の整備 ～スポーツの基盤となる「人」「場」の環境整備～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指導者・ボランティアなど多様な人材の育成、活躍の場 2 スポーツ施設の機能の充実と活用の促進 3 情報発信と表彰制度 	<p>【基本施策Ⅰ】 多様な主体におけるライフステージに応じた運動・スポーツ活動の機会創出 ～多様な主体が参画できる生涯スポーツの推進によるスポーツ人口の拡大と生きがい・元氣づくりの創出～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・若者の運動・スポーツ活動の推進 2 働く世代・子育て世代、高齢者の運動・スポーツ活動の推進 3 学校における体育・スポーツ活動の充実 4 障害のある人の運動・スポーツ活動の推進 <p>【基本施策Ⅱ】 アスリートの育成と持続可能な指導・支援システムの構築 ～競技スポーツの推進によるチーム岡山競技力の向上～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アスリートの育成・強化 2 アスリート育成パスウェイの構築 3 指導者の育成・資質向上 4 障害者アスリートの育成と支援体制の構築 5 アスリートの安全・安心の確保 <p>【基本施策Ⅲ】 スポーツを通じたともに生き豊かさが実感できる地域の創造 ～東京オリンピック・パラリンピック「スポーツ・レガシー」の継承及び共生社会の実現と地域の活性化～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域と連携した運動・スポーツ活動の推進による共生社会の実現 2 大規模スポーツイベント、合宿等を通じた地域活性化 3 トップクラブチームを核とした地域活性化 4 第79回国民スポーツ大会冬季大会の開催 <p>【基本施策Ⅳ】 スポーツ環境の整備 ～「ハード」「ソフト」「人材」の充実～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指導者・ボランティアなど多様な人材の育成、活躍の場の創出 2 スポーツ施設の機能の充実と活用の促進 3 スポーツ界におけるDXの推進 4 誰もがスポーツに気軽に親しめる情報発信

岡山県スポーツ少年団 年度別登録状況

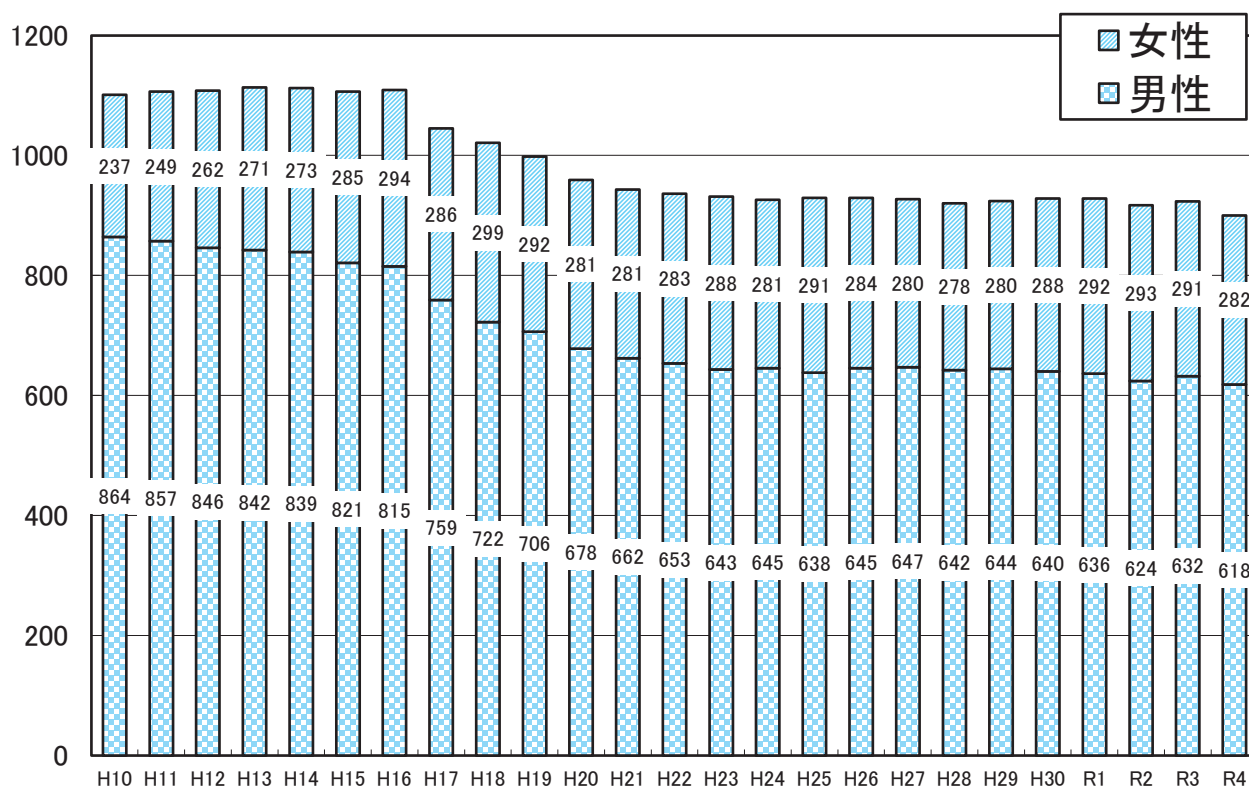
(平成9(1997)年度～令和3(2021)年度)



※ 令和2年度に指導者制度及び登録規定の改定・施行

岡山県スポーツ推進委員 年度別状況

(平成10(1998)年度～令和4(2022)年度)



2 段階別取得割合

①小学校

	学年	年度	A	B	C	D	E
男子	1年	R4	6.8%	20.9%	33.2%	22.9%	16.2%
		R3	7.8%	22.0%	33.4%	22.4%	14.6%
	2年	R4	7.5%	19.2%	35.9%	25.8%	11.6%
		R3	7.5%	19.1%	35.1%	27.6%	10.8%
	3年	R4	9.1%	21.8%	33.4%	24.3%	11.5%
		R3	9.3%	22.7%	31.9%	24.5%	11.6%
	4年	R4	10.1%	21.1%	29.3%	23.8%	15.7%
		R3	11.2%	22.0%	29.6%	23.0%	14.3%
	5年	R4	11.3%	21.2%	31.9%	22.3%	13.2%
		R3	11.6%	21.3%	31.5%	23.7%	12.0%
	6年	R4	12.5%	25.3%	29.6%	21.8%	10.7%
		R3	12.3%	25.1%	29.5%	22.9%	10.3%
女子	1年	R4	7.0%	22.0%	34.7%	22.7%	13.6%
		R3	8.0%	21.4%	35.5%	21.9%	13.3%
	2年	R4	7.0%	19.8%	37.8%	25.8%	9.6%
		R3	8.1%	19.3%	37.1%	26.2%	9.4%
	3年	R4	9.3%	23.3%	34.5%	23.2%	9.8%
		R3	9.6%	23.2%	33.7%	23.8%	9.9%
	4年	R4	11.4%	23.0%	31.4%	23.1%	11.1%
		R3	12.7%	23.4%	30.8%	22.4%	10.9%
	5年	R4	13.8%	23.0%	32.9%	21.7%	8.5%
		R3	14.5%	23.7%	32.4%	21.5%	8.0%
	6年	R4	12.6%	27.4%	30.5%	22.5%	7.0%
		R3	13.5%	26.8%	31.8%	21.0%	7.0%

②中学校

	学年	年度	A	B	C	D	E
男子	1年	R4	5.0%	18.4%	32.3%	31.8%	12.5%
		R3	4.3%	19.0%	32.5%	31.4%	12.7%
	2年	R4	10.6%	22.6%	33.8%	22.8%	10.2%
		R3	10.2%	23.7%	33.6%	23.4%	9.2%
	3年	R4	20.6%	24.9%	29.1%	17.4%	8.0%
		R3	21.8%	24.7%	28.8%	17.1%	7.5%
女子	1年	R4	25.6%	30.6%	26.8%	13.9%	3.0%
		R3	25.5%	31.5%	27.1%	13.1%	2.8%
	2年	R4	26.5%	27.5%	27.2%	14.5%	4.2%
		R3	30.8%	27.6%	25.6%	12.1%	3.9%
	3年	R4	30.3%	22.7%	25.2%	16.1%	5.7%
		R3	32.6%	24.2%	24.2%	14.1%	5.0%

③高等学校

i) 全日制

	学年	年度	A	B	C	D	E
男子	1年	R4	22.2%	27.3%	32.1%	14.5%	3.9%
		R3	22.6%	27.5%	32.2%	13.5%	4.2%
	2年	R4	30.2%	30.0%	26.4%	11.3%	2.2%
		R3	29.7%	29.5%	26.3%	11.7%	2.8%
	3年	R4	29.4%	32.3%	24.9%	11.1%	2.4%
		R3	32.0%	32.0%	23.0%	10.9%	2.2%
女子	1年	R4	23.6%	26.3%	32.0%	14.5%	3.6%
		R3	25.7%	26.6%	30.6%	13.7%	3.3%
	2年	R4	24.6%	28.7%	30.1%	14.1%	2.6%
		R3	27.5%	28.2%	27.6%	13.5%	3.1%
	3年	R4	23.8%	29.9%	29.4%	14.2%	2.7%
		R3	22.5%	29.9%	28.8%	15.6%	3.3%

ii) 定時制

	学年	年度	A	B	C	D	E
男子	1年	R4	9.2%	11.6%	26.4%	30.4%	22.4%
		R3	1.4%	12.7%	34.5%	31.0%	20.4%
	2年	R4	12.6%	14.0%	32.1%	28.8%	12.6%
		R3	4.5%	14.2%	24.6%	34.3%	22.4%
	3年	R4	11.0%	17.9%	29.8%	31.2%	10.1%
		R3	2.9%	10.3%	35.3%	39.7%	11.8%
	4年	R4	0.0%	7.3%	22.0%	39.0%	31.7%
		R3	3.2%	19.4%	16.1%	41.9%	19.4%
女子	1年	R4	9.4%	12.3%	29.2%	26.9%	22.2%
		R3	7.3%	12.0%	31.3%	26.7%	22.7%
	2年	R4	3.9%	16.3%	27.5%	30.7%	21.6%
		R3	3.7%	6.7%	26.7%	41.5%	21.5%
	3年	R4	5.0%	13.8%	22.6%	36.5%	22.0%
		R3	2.2%	7.4%	22.1%	37.5%	30.9%
	4年	R4	0.0%	9.1%	13.6%	45.5%	31.8%
		R3	0.0%	8.0%	24.0%	24.0%	44.0%

第4期岡山県障害者計画策定に係るアンケート調査結果（抜粋）

（岡山県保健福祉部障害福祉課 令和2年度実施）

※運動・スポーツに関する設問を抜粋しています。

【調査概要】

1 調査の目的

この調査は、第4期岡山県障害者計画の策定にあたり、障害のある人を対象に生活実態や支援ニーズ等を調査分析し、必要な施策及び数値目標を定める際の基礎資料とすることを目的として実施する。

2 調査設計

(1) 調査地域 : 岡山県全域

調査種別	調査数	回収数	回収率
①身体障害のある方	1,230	865	70.3%
②知的障害のある方	410	312	76.1%
③精神障害のある方（在宅者）	260	137	52.7%
④精神障害のある方（入院患者）	100	39	39.0%
⑤発達障害のある方	100	67	67.0%
計	2,100	1,420	67.6%

(3) 調査方法 : 郵送配布一郵送回収

(4) 調査期間 : 令和2年6～7月

3 報告書を見る際の注意点

(1) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。そのために、百分率の合計が100%にならないことがある。

(2) 質問文の中に、複数回答が可能な質問があるが、その場合、回答の合計は調査数を上回ることがある。

(3) 図中の選択肢表記は、場合によっては語句を短縮・簡略化している場合がある。

(4) クロス集計は、全体の回答数が100件以上の設問について行った。

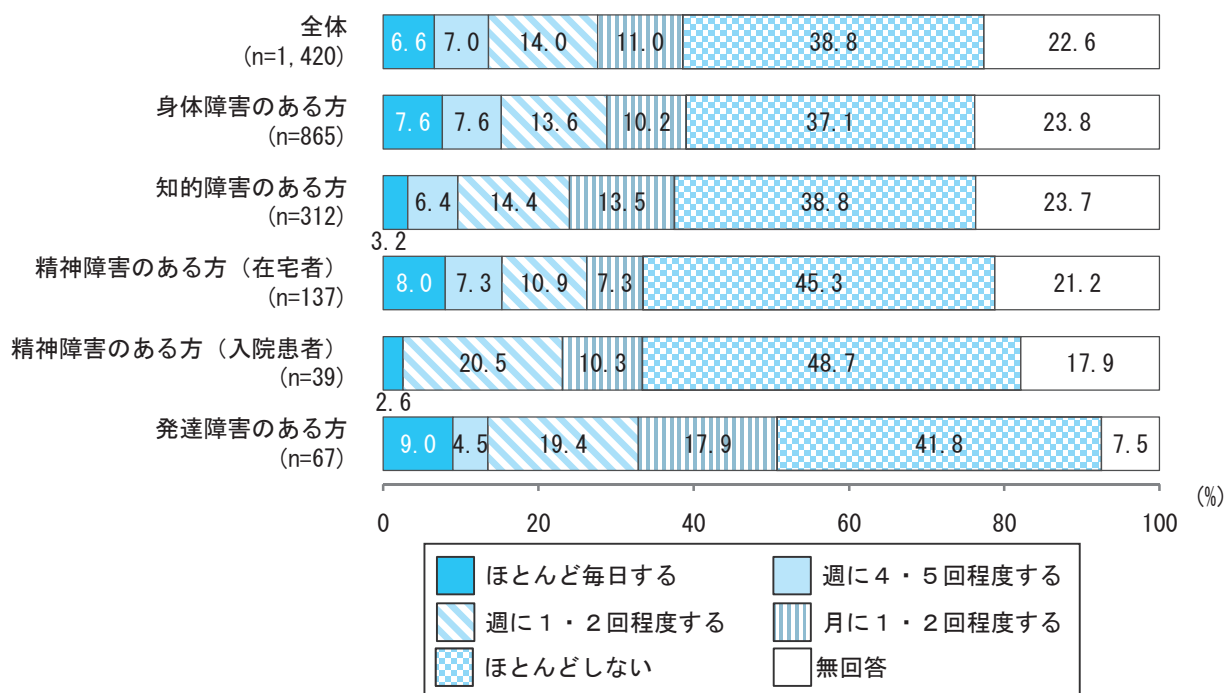
6 運動・スポーツや芸術文化活動

(1)①運動・スポーツの頻度

問 37 あなたは、運動・スポーツや芸術文化活動（絵画・音楽・演劇・短歌など）をどのくらい行いますか。

（「運動・スポーツ」「芸術文化活動」それぞれについて、もっともあてはまる番号に○）

①運動・スポーツ



運動・スポーツの活動頻度は、全体では「ほとんどしない」が38.8%と最も高く、次いで「週に1・2回程度する」(14.0%)、「月に1・2回程度する」(11.0%)などの順となっている。

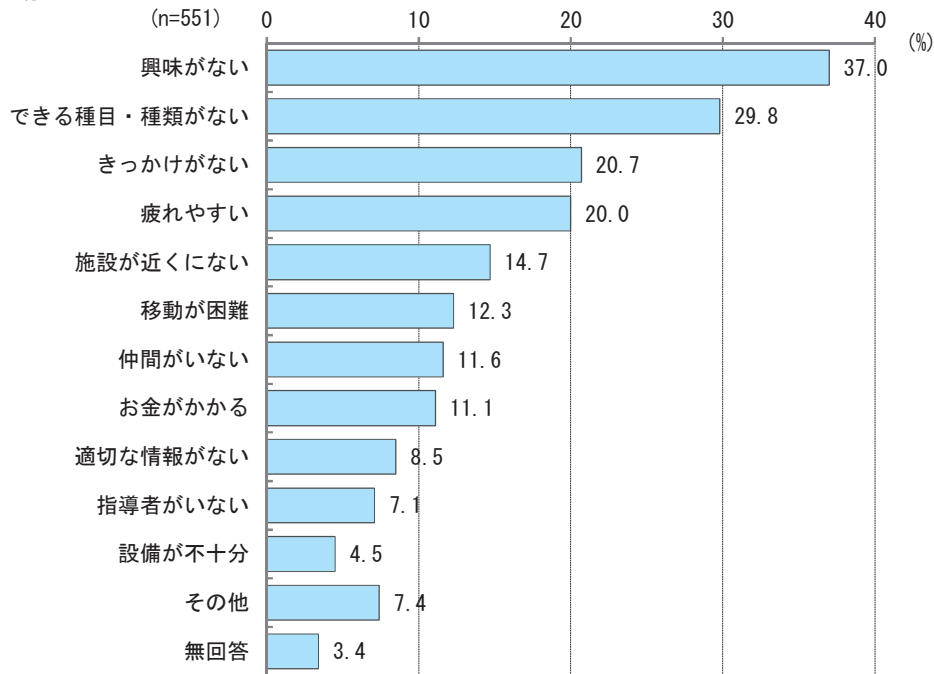
障害種別にみると、精神障害のある方（入院患者）は「ほとんどしない」が5割に近くなっている。

(2)①運動・スポーツをしない理由

問 38 【問 37で「5. ほとんどしない」を選択した方にお聞きます。】

あなたが、運動・スポーツや芸術文化活動をしない理由は何ですか。（「運動・スポーツ」「芸術文化活動」それぞれについて、もっともあてはまる番号3つまでに○）

①運動・スポーツ



運動・スポーツをしない理由は、全体では「興味がない」が37.0%と最も高く、次いで「できる種目・種類がない」(29.8%)、「きっかけがない」(20.7%)などの順となっている。

障害種別にみると、知的障害のある方は「できる種目・種類がない」が最も高く、精神障害のある方(在宅者)は「疲れやすい」、身体障害のある方、精神障害のある方(入院患者)、発達障害のある方は「興味がない」が最も高くなっている。

		件数	が できる 種目・ 種類	施設 が 近く に ない	設備 が 不 十 分	仲 間 が い な い	き つ か け が な い	適 切 な 情 報 が な い	指 導 者 が い な い	移 動 が 困 難	(%)	
全 体		551	29.8	14.7	4.5	11.6	20.7	8.5	7.1	12.3		
障害 種別	身体障害のある方	321	30.5	12.5	3.7	5.9	14.3	4.4	2.2	11.8		
	知的障害のある方	121	39.7	20.7	4.1	14.0	25.6	16.5	17.4	19.0		
	精神障害のある方(在宅者)	62	16.1	14.5	6.5	27.4	37.1	12.9	11.3	6.5		
	精神障害のある方(入院患者)	19	26.3	15.8	5.3	21.1	26.3	-	5.3	5.3		
	発達障害のある方	28	10.7	14.3	10.7	25.0	32.1	17.9	10.7	7.1		
			疲 れ や す い	お 金 が か か る	興 味 が な い	そ の 他	無 回 答					
全 体			20.0	11.1	37.0	7.4	3.4					
障害 種別	身体障害のある方		18.7	8.1	38.3	9.0	3.1					
	知的障害のある方		11.6	9.1	28.9	5.8	5.0					
	精神障害のある方(在宅者)		43.5	25.8	37.1	4.8	4.8					
	精神障害のある方(入院患者)		26.3	10.5	47.4	-	-					
	発達障害のある方		14.3	21.4	50.0	7.1	-					

全国障害者スポーツ大会の選手団に係る成績等

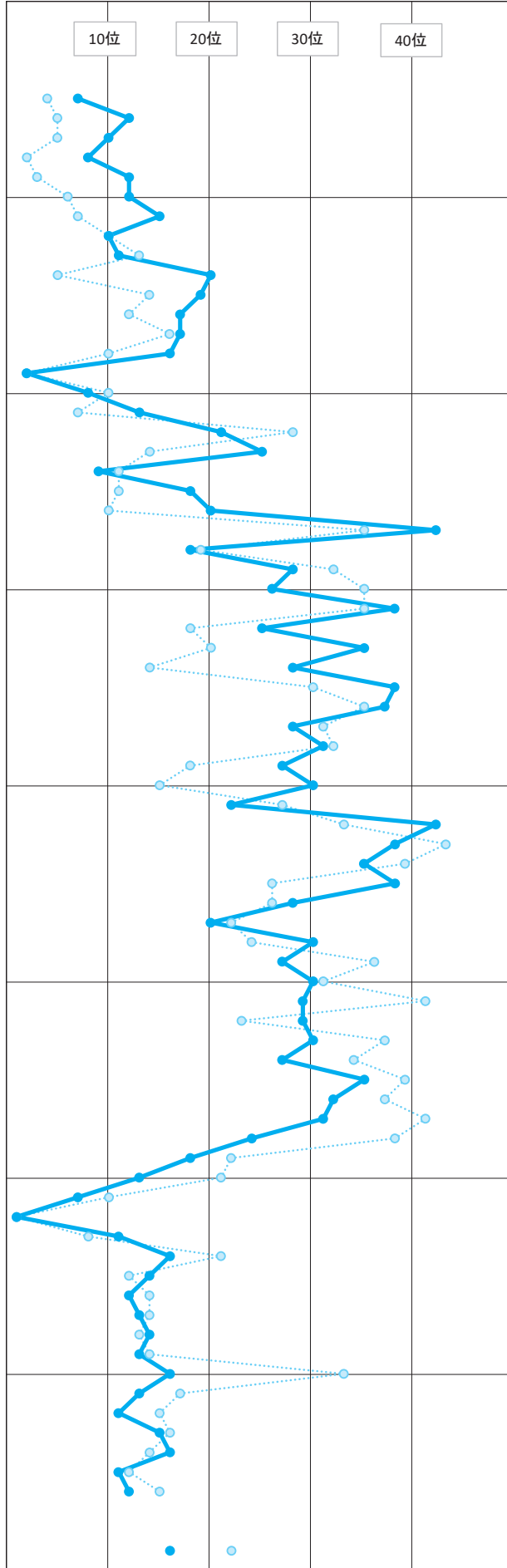
競技名	第18回(平成30年度)					第19回(令和元年度)					第20回(令和2年度)					第21回(令和3年度)					第22回(令和4年度)				
	岡山県選手団		岡山市選手団			岡山県選手団		岡山市選手団			岡山県選手団		岡山市選手団			岡山県選手団		岡山市選手団			岡山県選手団		岡山市選手団		
	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	派遣	メダル	新記録	
個人競技	陸上競技(身体・知的)	12			8				12			8							12				8		
	水泳(身体・知的)	2			2				3			2							3				1		
	アーチェリー(身体)	1			0				0			0							0				0		
	卓球(身体・知的・精神)	34	3		16	1			3			3							31	1		20	0		
	フライングディスク(身体・知的)	6			3				6			3							4				3		
	ボウリング(知的)	2			1				2			1							2				1		
	小計	25			17				26			17							24				16		
団体競技	バスケットボール(知的)	6	4位(女子)			台風接近の影響により、開催中止			新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年度に特別大会として開催			新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止													
	車椅子バスケットボール(身体)	10	4位			11			12			7			4位										
	ソフトボール(知的)							15										15	優勝						
	グランドソフトボール(視覚)																								
	バレーボール(聴覚)																								
	バレーボール(知的)																								
	バレーボール(精神)	10	1回戦									12													
	サッカー(知的)																								
	フットベースボール(知的)																								
小計	26			0				26			12							22				0			
合計	51			17				52			29							46				16			

※バレーボール(精神)を除く団体競技は、県市合同チームで編成し、岡山県選手団として派遣

国民体育大会における岡山県の天皇杯・皇后杯成績の推移

回	年	開催地	総合成績	
			天皇杯	皇后杯
1	S21	京都他		
2	S22	石川		
3	S23	福岡	7	4
4	S24	東京他	12	5
5	S25	愛知	10	5
6	S26	広島	8	2
7	S27	東北3県	12	3
8	S28	四国4県	12	6
9	S29	北海道	15	7
10	S30	神奈川	10	10
11	S31	兵庫	11	13
12	S32	静岡	20	5
13	S33	富山	19	14
14	S34	東京	17	12
15	S35	熊本	17	16
16	S36	秋田	16	10
17	S37	岡山	2	2
18	S38	山口	8	10
19	S39	新潟	13	7
20	S40	岐阜	21	28
21	S41	大分	25	14
22	S42	埼玉	9	11
23	S43	福井	18	11
24	S44	長崎	20	10
25	S45	岩手	42	35
26	S46	和歌山	18	19
27	S47	鹿児島	28	32
28	S48	千葉	26	35
29	S49	茨城	38	35
30	S50	三重	25	18
31	S51	佐賀	35	20
32	S52	青森	28	14
33	S53	長野	38	30
34	S54	宮崎	37	35
35	S55	栃木	28	31
36	S56	滋賀	31	32
37	S57	島根	27	18
38	S58	群馬	30	15
39	S59	奈良	22	27
40	S60	鳥取	42	33
41	S61	山梨	38	43
42	S62	沖縄	35	39
43	S63	京都	38	26
44	H1	北海道	28	26
45	H2	福岡	20	22
46	H3	石川	30	24
47	H4	山形	27	36
48	H5	香川・徳島	30	31
49	H6	愛知	29	41
50	H7	福島	29	23
51	H8	広島	30	37
52	H9	大阪	27	34
53	H10	神奈川	35	39
54	H11	熊本	32	37
55	H12	富山	31	41
56	H13	宮城	24	38
57	H14	高知	18	22
58	H15	静岡	13	21
59	H16	埼玉	7	10
60	H17	岡山	1	1
61	H18	兵庫	11	8
62	H19	秋田	16	21
63	H20	大分	14	12
64	H21	新潟	12	14
65	H22	千葉	13	14
66	H23	山口	14	13
67	H24	岐阜	13	14
68	H25	東京	16	33
69	H26	長崎	13	17
70	H27	和歌山	11	15
71	H28	岩手	15	16
72	H29	愛媛	16	14
73	H30	福井	11	12
74	R1	茨木	12	15
75	R2	鹿児島	中止	
76	R3	三重	中止	
77	R4	栃木	16	23

●:天皇杯 ○:皇后杯



開催地	獲得都道府県	
	天皇杯	皇后杯
京都他	—	—
石川	—	—
福岡	東京	京都
東京他	東京	東京
愛知	東京	東京
広島	東京	東京
東北3県	東京	東京
四国4県	東京	東京
北海道	東京	東京
神奈川	東京	東京
兵庫	東京	東京
静岡	☆	東京
富山	東京	東京
東京	東京	東京
熊本	東京	東京
秋田	東京	東京
岡山	東京	東京
山口	東京	東京
新潟	☆	☆
岐阜	☆	☆
大分	☆	東京
埼玉	☆	☆
福井	☆	東京
長崎	☆	☆
岩手	☆	大阪
和歌山	☆	大阪
鹿児島	☆	☆
千葉	☆	東京
茨城	☆	☆
三重	☆	☆
佐賀	☆	東京
青森	☆	東京
長野	☆	☆
宮崎	☆	☆
栃木	☆	☆
滋賀	☆	☆
島根	☆	☆
群馬	☆	☆
奈良	☆	☆
鳥取	☆	☆
山梨	☆	☆
沖縄	☆	☆
京都	☆	☆
北海道	☆	☆
福岡	☆	☆
石川	☆	☆
山形	☆	☆
香川・徳島	☆	☆
愛知	☆	☆
福島	☆	☆
広島	☆	☆
大阪	☆	☆
神奈川	☆	☆
熊本	☆	☆
富山	☆	☆
宮城	☆	☆
高知	東京	東京
静岡	☆	☆
埼玉	☆	☆
岡山	☆	☆
兵庫	☆	☆
秋田	☆	☆
大分	☆	☆
新潟	☆	☆
千葉	☆	☆
山口	☆	☆
岐阜	☆	☆
東京	☆	☆
長崎	☆	東京
和歌山	☆	東京
岩手	東京	東京
愛媛	東京	東京
福井	☆	☆
茨木	☆	☆
鹿児島	中止	
三重	中止	
栃木	東京	東京

☆:開催地

第1章 計画の概要

第2章 スポーツの現状

第3章 岡山県が目指す姿

第4章 基本施策

第5章 計画の進め方

資料編